

社会的養護体制整備事業

【社会的養護とは】

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童（被虐待児童、家庭環境不良の児童等）を、公的責任で社会的に養育すること。

【事業概要】

国の方針に基づき、家庭的養護の推進のため、児童養護施設の小規模化や地域分散化にかかる施設整備を計画的に行う。また、児童養護施設で暮らす子どもの安全を確保するために、施設の耐震化を実施する。

【国の社会的養護の基本的方向】

～社会的養護の課題と将来像（平成23年7月）より～

（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）

◎ 社会的養護の機能

- ① 養育機能
- ② 心理的ケア等の機能
- ③ 地域支援等の機能

◎ 今後の社会的養護の基本的方向

⇒家庭的養護の推進

- ・できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。

